

16 知的財産保護の将来像に関する調査研究

—知的財産研究の基盤整備について—

知的財産の重要性に対する認識がますます高まる中、知的財産情報の適切な利用を目指し、ひいては知的財産の適切な保護を目的として、知的財産に関する集約された情報に網羅的かつ効率的にアクセスできるデータベースのあり方について検討した。

データベースを構築するにあたっては、作成の目的、対象とするユーザー・範囲の明確化、継続していくための体制づくり、データベース化する対象等いくつかの点に留意する必要がある。また、作成したデータベースを有料で提供するか無料で提供するかについては、コスト回収の意味だけでなく、サービスの性格を基本的に決定付けるものであるため、初めに方針を決めておく必要がある。

知的財産関連の図書データベースの作成において、分類付けする際に「日本十進分類法」では不十分であるため、同義語の整理を行い、何に基づいて分類していくかを明確にする必要がある。

I 調査研究の趣旨

1-1 知的財産データベースの必要性

企業や研究機関において、特許を始めとする知的財産の重要性に対する認識が高まっており、知的財産を巡る争いも年々増加し大型化している。最近では従来の製造業の他、インターネット関連企業や金融・保険業界が、またバイオ技術の発展に伴い医学系の研究者等も特許を始めとする知的財産に興味を示すようになり、知的財産に対する関心は飛躍的に広がっている。

こういった状況を背景に、大学等において知的財産を研究する研究者も増えているが、知的財産分野が学際的な意味合いを持つこともあり、論文が掲載される学術誌は必ずしも知的財産に関するものに限らない。そのため、研究者にとっても、知的財産に関する論文を網羅的に調べるためには多くの学術誌を収集し、目次等から探さなくてはならないといった不便を生じている。

また、知的財産に関する解説書や論文、関連資料については、数多く出版されているものの、それらを体系的に整理し、検索できるようにしたデータベースは存在しない。

今後、知的財産の研究を進展させ、また知的財産に関わる人々に、知的財産についての知識を普及させるためには、研究のための素材や知的財産に関する書籍について、利用しやすく整理したデータベースの提供が必須である。

このような状況に鑑み、本調査研究では、知的財産のデータベース作成のための方向性、及び知的財産研究のための図書館の整備のあり方、を策定することを目的とした。

II データベース構築における課題

2-1 データベースの定義と分類

(1) データベースとは

(財)データベース振興センター発行のデータベース白書では、「マルチメディア概念の登場とともにデータベースの定義がはっきりしなくなってきており、以下のとおりの基準を満たしているデータの集まりをデータベースと定義するのが自然と思われる。」とあり、その区分けとして、

① 特定のテーマに基づいて、データを体系的に整理または整理のつく状態で保存したものを言う。体系的に整理または整理のつく状態とは、階層であったりリンクであったり何らかの構造化された仕組みが備わっていることを言う。

② データの集まりの中から必要なものを指定して、情報としての部分データとして取り出せるもの。

③ パソコンや携帯情報端末などのコンピューター機能を備えている情報端末機器で検索・加工などの処理が可能な形態になっているもの。

としている。

(2) データベースの分類

データベースの分類には、代表的なものとしては、(a)データの形態別、(b)データの分野別、(c)提供形態別、(d)用途別などがある。

2-2 データベース構築にあたっての留意点

(1) 目的の設定

まず、データベース構築の目的を明確にする必要がある。

データベース構築の目的として、「組織での情報の共有化」と、「組織内外への情報提供」の二つが挙げられる。前者の「共有化」では、情報提供者と情報利用者が同一の場合が

多いが、「情報提供」では、情報提供者と情報利用者は異なっている。また、「共有化」においてはその収集するいわゆる情報以外に経験・ノウハウ等を明文化したものや、数値データの分析のためのソフトウェア等の導入が必要となり、知識管理システムまで発展することになる。

(2) 対象ユーザー、範囲の明確化

組織以外の外部向けに情報提供する場合は、内部データの提供範囲を明確化し、提供時にデータの範囲をチェックする体制を作る必要がある。

特に留意点としては、ユーザーのニーズ(どのようなデータがどのレベルで必要か)を十分に把握しておく必要がある。

(3) 体制づくり

データベースにおいて、量は質に変わる場合が多い。そのため、一度作成を始めたデータベースは特に文献情報データベースの場合、継続して作成されていくことが望ましい。そのためには、データベースを作成するための長期的に継続する体制を設置する必要がある。少なくとも一名以上の専任者を配置した部署もしくは委員会を設置すべきであろう。

また、データベース作成には対象領域の知識とデータベース作成に関する知識が要求される。その意味で、その要員は知的財産に関する専門家でなくてはならない。もちろん、その要員にはあらかじめデータベース作成(特に、抄録やキーワードの作成)の要領を教育しておく必要があることは言うまでもない。

(4) データベース化する対象

「知的財産」データベースの場合、知的財産の専門誌はまず扱わなくてはならない。更に知的財産に関する文献は、一般的な法律誌等の周辺の雑誌にも掲載されることが考えられる。しかし雑誌の数は膨大であり、それらの全てを見ていることは困難である。その意味で知的財産に関する文献のコアジャーナルの決定を行う必要がある。

図書に関しては対象が膨大である。あらかじめキーワードや著者、出版社を決めて出版リストから探すシステムを確立する必要がある。

(5) 抽出属性の設定

「知的財産」データベースの場合、単に雑誌記事だけでなく図書や報告書等も包含する。形態の異なる文献は、その表層的情報を示すための属性が異なる。例えば雑誌論文なら表題・著者・雑誌名・巻・号・ページ・年などの属性が考えられるが、図書の場合は書名・著者・出版社・ページ数・出版年などとなる。

これらの属性を単一のデータベースの中で扱うためには、どの属性が重なり合うものであるのかを明確にして、必要な属性を決定しておく必要がある。

(6) 主題の扱い方

文献情報のデータを作成する際、文献に明確に記載されている情報(表題や著者など)をデータ化するのは容易である。しかし主題に関する情報は、そのまま掲載されていることはなく、専門家の知的な労力が必要になる。表題には主題に関する語が含まれており、これをもって主題とする方法も考えられる。しかしそれが必ずしも的確であるとは言えず、また用語の一貫性もない。このように、主題に関する情報の利用のしやすさと作成のしやすさは相反する関係にあり、どのレベルの主題付けを行うのかはデータベースの質を決定する重要な問題である。

① キーワード

抄録を持たない文献情報データベースを作成する際には、主題を表すのにキーワードは欠かせない属性である。キーワードを付与するシステムは、大きく3種類に分けられる。すなわち自由語を用いるシステム、統制語リストを用いるシステム、シソーラスを用いるシステムである。主題の扱いにおいて、利用のしやすさと作成のしやすさはトレードオフの関係にあるが、まさにこれら3種類のシステムは利用と作成に相反する特長を持つ。

自由語を用いるシステムとは、我々が日常使っている言葉(自然語)をそのままキーワードとして用いるシステムである。したがって、文献を読んで思いついた語をそのまま用いることができるため、その付与は非常に容易である。

統制語リストを用いるシステムでは、キーワードとして使える用語の記号順の一覧(統制語リスト)を用意し、使える語を制限してそれ以外の用語を使わせない。キーワードの付与者は、自分の思いついた語が統制語リストに載っていることを確認しなければならないため、自由語に比べてその付与に手間がかかる。また統制語リスト自体を作り、それを維持していくことも手間がかかる。

ある言葉がどのような概念を意味するかを明らかにするために、その上位語・下位語・関連語などを示したのがシソーラス^(*)(thesaurus)であり、概念をより明確に用語として表現することができる。キーワードの付与の際の手間は統制語リストを用いた方法とさほど変わらないが、シソーラスの作成とその維持は統制語リストに比べて多大なコストを要する。

② 抄録

抄録の作成は高度に知的な作業であり、キーワードの付与以上に手間がかかる。しかし、データベースの利用者にとって抄録は、その文献を読まなくてもある程度の内容が分かり、実際に文献を読むかどうかの判断を行えるため非常に有用なものとなる。

しかし一方において、抄録作成には倍以上のコストがかか

(*) 情報検索の分野でキーワード相互の関連を明確にした語彙

る。網羅性を重視して大量の文献を集めた抄録なしのデータベースとするか、データの質を重視して限定された文献であるが抄録付きのデータベースとするかは、政策的な問題である。情報の発生量と使える資金との十分な検討が望まれる。

(7) 提供方法の検討

どのような方法で情報提供するかは、構築目的とユーザーの範囲により異なり、組織内部や特定の場所のみにハードウェアを設置するスタンドアロン、更にLANによりサーバーより提供する方式、外部への情報提供を主体として、ネットワークを利用（公衆・専用回線、インターネット）しての方式等があり、経費、情報インフラストラクチャの整備状況等に大きく左右される。

(8) ソフトウェアの選定

現在では、インターネットやLANで稼働するソフトウェアが多くあり、また標準化されているので、データのチェックや登録以外については一般的なソフトウェアが利用される。

ユーザーとのインターフェイスについては、インターネットで提供する場合Webサーバーとブラウザとの組み合わせ以外に、それぞれ独自に作成したインターフェイス用のプログラム（CGI：Common Gateway Interface）と呼ばれるものを開発することが必要となる。

また、データベースそのものを制御するプログラム（DBMS：Data Base Management System）については、それぞれの提供機能により選定する必要があり、さまざまな商用DBMSの中から選定する必要がある。

これらのソフトウェアについては、価格、保守費、更新費用、障害時の対応等の検討も必須である。

(9) ハードウェア等の選定

上記で最適な処理を行うソフトウェアを選定後、ハードウェア（コンピューター、通信回線等）を選定することになる。ここでは、処理速度、記憶容量、データベース用記憶媒体容量（予備も含む）、信頼性、価格、納期、保守費用等を勘案する。

(10) データベースサービスを有料化・無料化の判断

データベースサービスは、データベースの構築・更新、システムの開発・運用等、様々な経費を必要とする。特に独自の検索システムを開発したり、抄録やインデックス解析を行うこととなれば、その経費も膨大なものとなる。この経費を負担する方式には、直接の利用者が負担するもの（有料のサービス）、不特定の者が均等に負担するものや利用者ではない特定の者が負担するもの（無料のサービス）がある。これまで、付加価値の高いデータベースサービスは、膨大なコストを必要としたことから、何等かの形で使用料を求められてきた。

しかしながら、データベースサービスを有料で提供するか無料とするかは、コスト回収の意味だけでなく、サービスの性格

を基本的に決定付けるものであり、システムの設計に当たって、最初に方針として決めるべきものである。

すなわち、無料のサービスが利用者との契約を伴わない任意的なサービスであるのに対し、有料のサービスは、利用者との提供者との契約に結びついて提供されるものであり、権利・義務関係を有するサービスである。このため、有料サービスについては、一定の品質が担保されることが常に求められる。データベースは定期的にメンテナンスされ、かつ適切なアクセスができることが提供者側に求められるのが有料サービスである。これに対して、無料サービスは、通常このような義務はなく、都合によりサービスを中止されることもしばしばある。

(11) 実行計画の策定

一般的には、データ収集、蓄積の期間、ソフトウェアの開発期間、ハードウェアの調達期間等を確保したのち試験運用を実施するが、それ以前に膨大な予算と期間を浪費しないためにはパイロットシステムと言われる、データ範囲、提供機能、試用ハードウェアを用いての試験運用を行うこともある。この試験運用により、初期の問題点が明確になる。

実運用については、それぞれの分担、責任範囲を明確にし、情報収集から登録までの業務フローの作成、ハードウェア・ソフトウェアの管理方式、バックアップ体制やセキュリティ対策、利用記録の保存、ユーザーからの問い合わせ体制の整備が必要となる。更に、データ量やユーザーの増加に対する長期計画等も考慮しなくてはならない。

これらの各分担については、内部だけでなく外部への協力依頼内容を明確にするとともに必要な経費の確保も忘れてはならない。

III 知的財産データベースの現状と構築における課題

3-1 米国における知的財産データベース

(1) はじめに

我が国において、知的財産データベースの構築計画を検討するに当たっては、諸外国の同種のデータベースを調査することは、極めて有用なことである。ここでは、膨大な数の雑誌論文等が発表される米国におけるこの種のデータベースを紹介し、我が国のデータベース構築に当たって、参考となるべき諸点について検討する。

(2) マニュアルサーチ

① 単行本、著書等のデータベース

単行本、著書等のデータベースとしては、まず、アメリカ・ロー・スクール協会（法学教育を通して、法律家の質の向上を図ることを目的としている団体であり、一定の基準に達し

ているロー・スクールのみが加入できる建前になっている)が編纂している"Association of American Law Schools, Books Recommended for Libraries"が挙げられる。これは、もともと、アメリカ・ロー・スクール協会がロー・スクールに備えるべき図書の参考となるために、編纂したものであるが、これを利用して、単行本、著書等の検索ができる。

このデータベースでは、法律の分野毎に、書物を重要度に応じて、A(最も基礎的な書物)、B(ある程度の研究に用いる書物)、C(独創的な研究に用いる書物)という分類をし、書誌情報とともに、Library of Congress(国会図書館)のカード番号、著者名、生年、没年、書名、書物の特色に関する説明、どの程度の図書館が備えるべきかが記載されている。

② 雑誌論文のデータベース

雑誌論文のデータベースとして、代表的なものとして、Index to Legal Periodicalsがある。これは、American Association of Law Libraries(アメリカ法律図書館協会)が編集している。1926年に創刊されており、英米法系諸国の法律雑誌のほとんど全てに及ぶ索引で、項目、論文リスト、掲載誌、巻、ページ、執筆者名、発表年月、関連ある他の項目が記載されている。

また、Subject and Author Indexで検索できるようになっている。このIndex to Legal Periodicalsの有用性は、情報の網羅性にあると考えられる。

(3) コンピュータサーチ

商業的なデータベース

代表的なものとして、LexisとWest Lawがある。Lexisは、Mead Data Central Co.が1968年以来商業ベースで提供しているデータベースである。検索可能な情報は、法令、判例、ロー・ビューに掲載された論文は言うに及ばず、新聞、雑誌、ニュース通信、コンピューター、通信、電気業界、化学、医薬品、バイオテクノロジーの業界雑誌等の情報も含まれ、これらに関して、全文入手可能である。また、米国特許商標庁の特許明細書等も、1975年以降、図面とともに、全文を入手することが可能である。

West Lawは、West Publishing Co.が1975年以来、商業ベースで提供しているデータベースで、判例、法令、論文等を検索し、全文入手可能である。West Lawの場合には、Lexisと比較して、West Publishing Co.が19世紀以来運営して来た"National Reporter System"(米国判例体系)に採用されているkey number system(キー番号システム)と結合して、これを使用して、検索可能な点に特色がある。key number systemは、全ての法分野の項目を約400に分け、各項目毎に、細分類を数字で示す。その後、要旨が表示される。

(4) Citation(引用)の統一化

データベースを構築するに当たって、付随する問題として、Citation(引用)の統一化の問題があると思われる。米国の場合、"The Bluebook: A Uniform System of Citation"によって、Citationに関して統一化が図られている。

Citationの仕方は、ロー・スクールの学生の段階で、徹底的に教えられ、これに従って、学生、研究者のみならず、法律実務家も、Citationを記載している。その結果、論文等を読む側は、Citationから容易に、原典を検索することが可能であり、また、データベースにおける検索も、この統一化されたCitationに基づいて行われている。

3-2 知的財産法関連論文データベースのあり方

(1) 論文データベースの問題点

① 論文所在の多様性

特許法や著作権法というカテゴリーで収録した論文集は少なく、典型的には、知的財産法関連という枠組みで捉えてまとめられた論文集が多い。また、場合によっては、民法、独占禁止法の分野の論文集に知的財産関係論文が掲載されていることもある。

結局、当たりを付けて一冊ずつ論文集を目次などでチェックして関連する論文の有無を判断しているのが現状である。

② 単行本の書籍名からの判断困難性

書籍名から一見して明らかに知的財産法に関する論文集であるとわかるものであれば、比較的簡単にもれなく収集し論文情報のチェックをすることができる。しかし、書籍名のみでは論文集か解説書か判然としないものもある。更に、分野が全く異なる場合、チェックのインセンティブが働かない。

③ 絶版書・入手困難書データの広範な利用確保

絶版書については、その所在すら不明であり、国会図書館であっても必ずしも全て納本され保管されているわけではない。古い論文集や研究書は、古書店街においても稀覯本の類に入り入手が困難であり大変高価である。その書籍の希少性が付ける値段であって、記載内容に対する値段ではないが、一般的研究者が購入するには負担が大きすぎる。また、アクセスする人が極端に限られてしまい、広範に研究者の利用を確保するという観点からは問題がある。

また、新しい書籍でも頒布部数が少なく頒布範囲も限られ入手が困難で、存在を知ったとしても原典に当たれないこともある。

(2) 論文データベースのあり方

論文集などの単行本に収録された論文情報の電子化データは不足の状態にあり、早い時期に電子化データとして利用することは期待できない。しかし、この情報は、研究者のニーズが大きく、論文のプライオリティ確保の上からもチェックすることが大変重要であり、利用促進のために広く利用されること

を可能とすることが望まれる。

知的財産法を取り巻く環境の変化が大きく研究者の範囲も広がりつつある現在、知的財産法関係の論文を網羅的・横断的に把握することが次第に困難な状況になってきている。このため、この分野で研究に着手しようとする者が、当面はタイトルのみという限られた情報であっても、比較的容易に先達の研究業績の全体像を把握できるようにすることは、焦眉の急である。

3-3 簡易な知的財産データベースの作成

(1) 総論

将来に向けたより有効なデータベース構築のためには、いかなるキーワードで検索がなされるのか等、検索ニーズを把握しておき、後日これらを検証して、更なる上級データベース構築のための基礎情報を蓄積しておく必要がある。

(2) 知的財産文献検索ポータルサイト（第1段階）

ここでは第1段階で設営する知的財産文献検索ポータルサイト（以下、単にポータルサイトと言う）について説明する。

① 目的

本ポータルサイトの目的は、将来の一般ユーザーからのアクセスに備える情報収集と、知的財産の専門家が行う検索がいかなるものになるのかを調査することにある。

② アクセスの対象

アクセスの対象者は、一般ユーザー及び知的財産の専門家であるものとする。

③ 提供する情報

本一般ユーザーのアクセスに対してポータルサイトが提供する情報は、どのような外部データベースがどのような情報を提供しているかに関するものとする。言い換えればデータベースのデータベースを作成することになる。この際、ユーザーの欲する情報を適切に供給できる外部データベースに辿り着いたときには、そこから検索をすることができるようにすることが望ましい。一般ユーザーの検索履歴を調査し、この傾向を知るためである。

また、専門家による検索に対しては、その検索の目的としている文献名を提供するものとする。これは比較的容易に組み

上げられ、またその利用価値も高いものと考えられるからである。

④ 情報提供の手法

使い勝手の観点からすれば、データベースの紹介ページと、文献の検索ページとに分離して、情報を提供すべきであろう。

具体的には、データベース紹介ページにおいては、どのようなデータをユーザーが要求しているのかについての情報収集をすることが主となるので、まず、ユーザーに外部データベースを選定させ、次いで、これら特定されたデータベースに対して行う検索式など、検索の条件とした情報を蓄積できるようなページ構成にすればよい。

また、文献の検索ページにおいては、現実の検索エンジンを介して、目次などの情報を検索することで本のタイトルなどを抽出できるようにすればよい。

⑤ 想定されるシステム構築例

モジュール構造としては、一般ユーザー向けのものと、専門家向けのものと2種類用意することになるが、その利用頻度などから考えると、とりあえずはひとつのサーバーを利用すれば足りると考えられる。

具体的には、図1に例を示す。

以下、図1に基づいて、本例を説明する。ポータルサイトDBは、インターネットに接続され、

(a) インターネットを介してデータをアクセスしてきたユーザーに対し、その最初のページとして表示する機能、

(b) どのような検索が行われたか、その履歴を記録する機能、

(c) 一般ユーザーに対し、外部のデータベースの紹介をするとともに、これによって誘導されたユーザーの軌跡を記録する機能、

(d) 上記(c)で誘導されたユーザーに対し、外部業者のDBに検索キーを転送する機能

を少なくとも具備していることが望ましい。

統計DBは、ポータルサイトで受けた検索キーや外部データベースへのガイドなどについての履歴を記録するようになっていることが望ましい。

専門書DBは、ポータルサイトで受けた専門書の検索に対

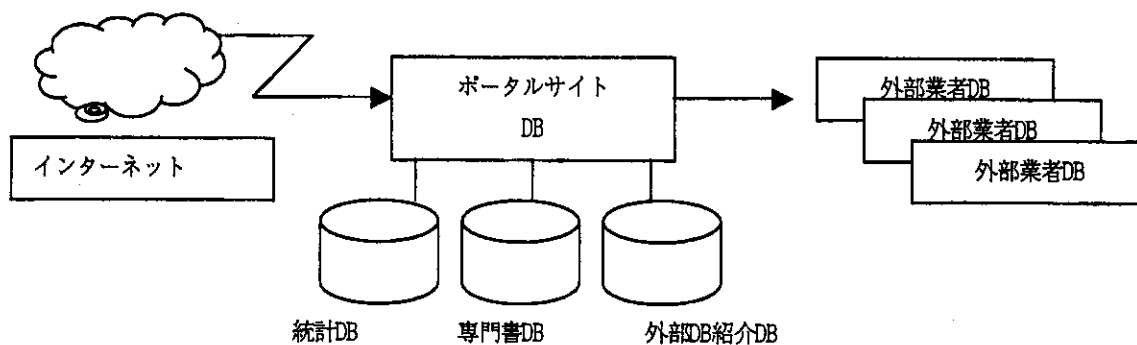


図 1

し、その検索結果を出力するようになっていことが望ましい。このため、このDBには専門書に係るタイトル・目次が記録され、これらの全文検索ができるようになっていことが望ましい。

外部DB紹介DBは、外部に散在する商用データベースの特徴などを記録したデータベースとすることが望ましい。

(3) 知的財産文献検索データベース（第2段階）

上記のような予備的なデータベースを用いて暫く運用を重ねれば、ユーザーがいかなる検索キーを使うのか、またどのような文献情報を欲しているのか把握できる。この履歴情報に基づけば、その後の行動計画を立てるようになることができ、最終的に目標とする知的財産関連データベースの仕様を作成することができるようになると思われる。

IV 知的財産関連図書分類について

4-1 知的財産関連図書の分類方法

知的財産関係の書誌・索引で用いられている分類法としては、「最高裁判所図書館法律図書目録」、「最高裁判所図書館邦文法律雑誌記事索引」、「戦後法学文献総目録（法律時報編集部編・日本評論社刊）」、「法律関係雑誌記事索引（法務省司法法制調査部職員編・商事法務研究会）」、及び「日本十進分類法 新訂9版（日本図書館協会）」がある。

4-2 区分の観点

知的財産関係の項目を区分する観点としては、知的財産権法の細分、形式区分（文献の形態）、地理区分の3つが用いられている。その他、記述言語（日本語の文献か英語の文献か、など）も考えられる。

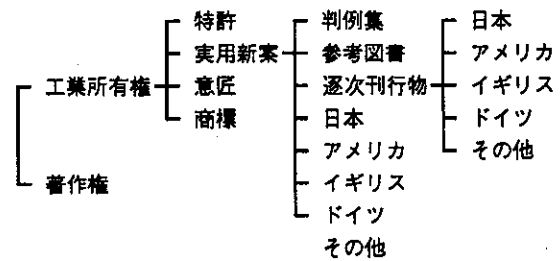
分類表作成の検討事項として、(i)各区分の観点の細目を決める、(ii)項目名の表記を決める（名称の統一、分類記号の使用など）、(iii)区分の観点の組み合わせ方を決めるが挙げられるが、ここでは、(iii)についての考え方だけを説明する。

区分の観点の組み合わせ方として、大別すると次の2種類が考えられる。

- ① 区分の観点を順番に組み合わせる
- ② 区分の観点を独立に組み合わせる

① 階層構造の分類法

まず、区分の観点を順番に組み合わせると階層構造の分類法になる。例えば、知的財産権法の細分、文献の形態、地理区分の順に組み合わせると、

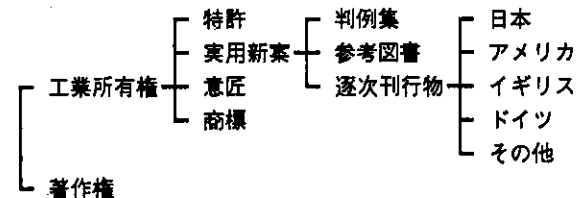


というような形になる。

階層構造の分類法は、文献を一次的に配列し、一カ所に位置付けるのに適しており、各項目の配列の順序が一意に決まる。

しかし、階層構造の分類法は、区分の観点の順番を勝手に変えることができない。

この問題の解決方法として、同じ区分の観点を、それぞれの階層で適用するという方法がある。例えば、下記のような分類表にすれば、「日本の実用新案を扱う逐次刊行物」も「日本の実用新案」も位置付けることができる。多くの分類法はこの方法を採用している。しかし、理論的には、一回の区分に複数の区分の観点が適用されるという問題が生じている。いまの例では、知的財産法の細目の下に、文献の形態と地理区分という二つの区分の観点が同時に適用されている。



階層構造の分類法のもうひとつの問題は、混合主題への対応である。例えば、「特許と実用新案の判例集」は、上の分類法では位置付けることができない。特許と実用新案がそれぞれ別の項目になっているからである。混合主題に対しては幾つかの対応方法があるが、根本的な解決は困難である。

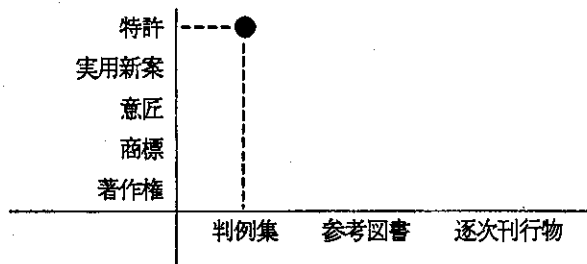
② 多次元構造の分類法

区分の観点を順番に組み合わせるのではなく、独立に組み合わせると多次元構造の分類法となる。例えば、知的財産法の細目と文献の形態を独立に組み合わせると、

	判例集	参考図書	逐次刊行物
特許	特許の判例集		
実用新案			
意匠			
商標			
著作権			

というような表ができる。表のなかには組み合わせられた項目が入る。ここでは、「特許」と「判例集」の組み合わせだけ記入してある。

この表形式は、下記のような座標形式で表すこともできる。



これに地理区分を加えると、3次元の座標系で表現されることになる。

更に、次のようにリスト形式で表すことも可能である。

[知的財産法] 特許、実用新案、意匠、商標、著作権

[文献の形態] 判例集、参考図書、逐次刊行物

[地理区分] 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、その他
それぞれの区分の観点による項目を組み合わせればよい。

このような多次元構造の分類法では、階層構造の分類法の第一の問題、つまり、「日本の実用新案を扱う逐次刊行物」と「日本の実用新案」とともに位置付けるといった問題が容易に解決される。

一方、混合主題への対応という問題については、多次元構造の分類法でも根本的な解決はできない。

多次元構造の分類法が適しているのは、データベースの検索用の分類としてである。実際、データベースを検索するときは、多次元構造的な方法を用いている。例えば、「特許と実用新案の判例集」を検索するには、[知的財産法] 欄に「特許 OR 実用新案」を、[文献の形態] 欄に「判例集」を入力することになる。

③ 項目の合成

「日本十進分類法」には補助表とよばれるものがある。補助表は、いくつかの区分の観点による項目を別の表にしたものである。

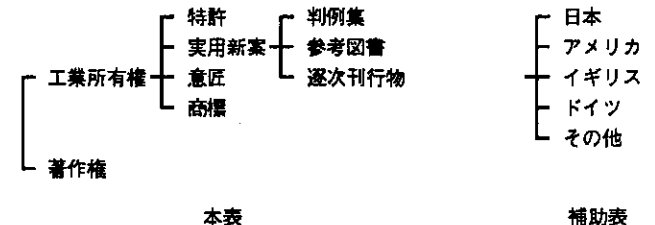
例えば、①でみた階層構造の分類法は、逐次刊行物の下にだけ地理区分の項目を記入してあるが、実際には判例集や参考図書の下にも地理区分の項目が表示されているはずである。

しかし、同じ項目を分類表のなかで何か所も表示すると項目の数が多くなる。例えば、国の数が200だとすると、地理区分を10カ所に適用するだけで2000項目が必要になる。そこで、同じ項目を何度も表示しないで、一カ所だけに表示しておいて、それを他のところに合成するという方法が考案されている。

その一つの方法は、逐次刊行物のところだけに地理区分の項目を表示しておいて、判例集や参考図書のところには「逐次刊行物と同様に地理区分しなさい」という指示だけを出しておくというものである。

もう一つの方法は、補助表を利用する方法である。地理区分の項目を外へ出してしまふのである。つまり、地理区分の項

目を全て取り除いた表と、地理区分の表に分けるのである。この場合、外に出された地理区分の表を補助表と呼ぶ。これに対し、残された表を本表と呼ぶ。本表の項目に補助表の項目を合成すれば、元の表が復元される。この例では、地理区分の項目を補助表にしたが、文献の形態や記述言語を補助表にすることもできる。また、複数の補助表を組み合わせることもできる。



元の表のように全ての項目が表示されている場合を列举表示と呼ぶ。これに対し、一カ所だけ残して、他の項目では「～と同様に細分しなさい」という指示だけを出す場合や、本表と補助表に分ける場合を合成表示と呼ぶ。「日本十進分類法」やそのほかの主要な図書館分類法では、補助表だけでなく、「～と同様に細分しなさい」という方法も用いられている。

合成表示の場合、理論上あるいは実際上ありえない組み合わせをしないように合成規則を定めなければならない。例えば、ある国には意匠法が存在しないのに、その国と意匠法を合成するということがないように注意する必要がある。つまり、合成表示は、項目の数を節約するという点で列举表示よりも優れているが、合成規則が必要という点で列举表示よりも使い方が難しい場合が多い。列举表示の場合には、全ての項目が表示されているのだから、それを探すだけでよく、一般に、合成表示するよりもわかりやすい。

V 知的財産データベース及び図書館のあり方

5-1 知的財産データベースのあり方

5-1-1 知的財産データベースの内容

(1) データベースの対象範囲及び掲載事項

本調査研究の目的に鑑みて、データベースの対象として考えられるのは、以下の通りである。

- (i) 主要学術誌掲載論文
- (ii) 書籍
- (iii) 関連団体作成報告書
- (iv) 政府等作成資料
- (v) 判例
- (vi) 関連法規
- (vii) 統計情報

- (viii) 権利情報
- (ix) 新聞情報
- (x) 外国の学術誌、出版物等

このうち、(i)～(iii)及び(x)については、実際にデータベース構築の対象とし、検索が可能のように著者名等の書誌的事項を掲載することとする。

(v) 政府等作成資料及び(vii) 統計情報については、その多くが官庁のホームページに掲載されているため、本データベースにおいては、政府等作成資料としてどのような政府等作成資料または統計があり、どのようにすれば入手できるのか、という点のみを掲載することとする。

(v) 判例、(vi) 関連法規については、内容の充実したCD-ROMが販売されていることから、判例データベース及び関連法規データベースの情報のみを掲載する。

(viii) 権利情報、(ix) 新聞情報は、詳細な情報が既にデータベースとして存在しているため、本データベースの対象とはしない。

(2) データベース作成対象期間

データベースを作成するに当たり、その対象とする期間は長いほうが好ましいが、有効利用の観点から、最新のものから順次遡ってデータベース化していく。

(i) 主要学術誌掲載論文、(ii) 書籍、(iii) 関連団体作成報告書、(iv) 政府等作成資料については、情報の利用価値を考慮し、当面は10年前まで遡れば十分であると考えられる。

ただし、書籍については、制度の変遷などを調査する上で古書が必要になることも多いが、古書のデータベースは新刊の場合と異なり必ずしも十分ではなく、また古書の喪失を防ぐ意味でもデータベース化は重要である。古書についても、積極的に外部から情報提供を受けるようにして、データベースを作成していくことが望ましい。

なお、データベースには、蓄積期間の情報を明記することに留意すべきである。

(3) データベース作成順序

(i)の主要学術誌掲載論文を最優先とする。知的財産分野においては、研究において論文が重要であること、適切なデータベースが存在しないこと、がその理由である。

(ii)の書籍については、記念論文集等において、各論文の論文名、著者名を作成することから始める。一般の書籍については、知的財産の括りではないが、国立国会図書館や書店・流通業者等において検索用データベースが作成されていることから、緊急性はそれほど高くないものと考えられる。

並行して(iii)の知的財産関連報告書をデータベース化する。報告書についてはまとまったデータベースがないこともあり、現状ではあまり利用されていないため、その利用促進の観点から作成を行う。

(iv)の政府等作成資料については、書誌的事項を記載した政府等作成資料のリストを作成するなど、簡易なものを作成する。

(x)の外国の学術誌、出版物等については、調査に時間がかかること、またその翻訳も必要であることから、(i)～(iv)の作成後にそのノウハウを活かして行うこととする。当面は、外国著名研究機関(大学を含む)の紹介や外国データベースの紹介を行うことも一案である。

(v)判例、(vi)関連法規、(vii)統計情報については、情報の入手先の紹介のみを行う。

(4) データベースの更新

原則として毎月更新する。

(i)の主要学術誌掲載論文については、対象とする学術誌を年1回見直す。

(ii)の書籍については、キーワードを年1回見直す。

基本的には削除することはせず、対象を増やす方向で見直しをする。

見直しをした場合、バック分について更新するかどうかは、その内容に応じてその都度検討することとする。

(見直しに当たっては、データベース利用者に意見やニーズを聴き、不足分について情報提供を促すようにする。)

(5) データベース作成のための環境の整備

データベース作成に当たり、どのようなハードウェアを用意するかは、その容量や提供方法等に依存する。そのための費用を考慮しつつ、将来的な方向性を見据え、適切な規模のものを用意する必要がある。

データベース作成のためのソフトウェアとして何をいいるかについても、データベースの容量や検索方法に依存するため、将来的な方向性も考慮した上で、選択する必要がある。

5-1-2 データベースの提供方法

(1) データベースの提供手段

アクセスの容易さ、更新のし易さを考慮すると、CD-ROMのような個別媒体よりも、インターネット上のホームページが望ましい。

(i)～(ii)については、知財研のホームページに掲載する。

(v)～(vii)については、上記5-1-1において検討したように、知財研のホームページには、どのような検索手段があるかという点のみを掲載するのが適切である。

(2) 使用料金 一有償とするか、無償とするか

利用促進の観点からは無償とすべきであるが、データベースのメンテナンス費用等を考慮すると、有償とし、責任を持ってメンテナンスをする体制を構築すべきとの考え方もある。

他の類似のデータベースが有償であるか無償であるかを調査し、本データベースの作成に必要とされる費用や、本デー

データベースの公開にあたりどの程度の価値を有するかといった点を考慮して決定すべきものとする。

(3) 関連データベースとのリンク

関連データベースを調査し、関連データベースのデータベースを作成することにも意味がある。関連データベースとはリンクを貼るようにする。

知財研の作成したデータベースからキーワードを用いて、リンクを貼った関連データベースを検索することができれば、利用し易いものとなるので、「データベースのデータベース」作成の可能性も検討すべきである。

報告書のデータベースなどについては、一つのデータベースとしてまとめ、キーワードを用いて検索できるようにすれば利便性が増すものと考えられる。

5-1-3 データベース作成に当たっての留意事項

(1) パイロットシステムの構築

価値あるデータベースを作成するに当たっては、本作業を始める前に、おおよそのシステム設計をした後、小規模にデータ入力をし、それを使用して問題点を抽出する作業を行うことが重要である。

(2) 電子化する場合の著作権の問題

書籍や論文の本文には著作権があるため、それを掲載することは作者に個別に依頼する必要があるが、現実には困難である。特に過去分については掲載が困難な状況である。

書籍、論文の題名や著者名などの書誌的事項であれば問題は無いものと考えられる。

(3) データベース化する場合の発行元との協議

学術誌や政府関連団体報告書の掲載に当たっては、発行元の許諾を得る必要がある。

(ii) の書籍のデータについては、既存のデータベースの利用が可能であるかどうか、データベース作成会社等に問い合わせる。

(4) データ入力の統一

検索の漏れがないようにするため、データ入力をする際のフォーマットの統一は重要である。例えば数字を半角で入力するか全角で入力するか、文字間をどのようにとるか、論文のページを表示する際に、どのように記載するか、等についてフォーマットをあらかじめ決定しておくことは必須である。

(5) データベースの拡張の担保

データベースを設計するに当たっては、データベースの対象、内容の拡大・変更に対し容易に対処できるような設計をすることが重要である。

(6) 人的配置

データの入力作業については外部に委託するにしても、作業を統一的かつ継続的に行っていくためには、全体の作業を管理する者を置くことが必要である。

5-2 知的財産図書館のあり方

5-2-1 知的財産図書館の設置

知的財産関連の研究者の利便性を図るため、知財研の閲覧室を一般に開放することにより、知的財産図書館を運営することが望まれる。

5-2-2 図書館運営の形態

(1) 図書管理

蔵書・雑誌類の管理のためには、それぞれの図書の配架場所を記した、検索機能付き図書データベースを作成する必要がある。

図書データベースの作成に当たっては、5-1において提案した学術誌掲載論文、書籍等のデータを利用するのが効率的である。

図書データベースは、5-1において提案した知的財産データベースと関連づけて、知財研ホームページ上で公表することが望ましい。

(2) 分類付け

IV.において検討したように、知的財産分野においては日本十進分類法(NDC)ではおおまかであり、不十分である。

分類付けに当たっては、まず同義語を整理する必要がある。検索のためには、1冊の本に多くの観点から分類を付すことが重要であるが、配架する際には、何に基づいて分類するかという分類の優先順位を決める必要がある。基本的に法律の種類で配架することが利用のし易さの観点から適切であると考えられる。

ただし、政府等作成資料と関連団体作成報告書については、発行元毎に配架することが、利用及び整理の観点から好ましいであろう。

「特許法」のように、冊数の多いものについては、細分類も有効である。例えば、出願手続、審査、ライセンス、訴訟などの細分類を付し、それに従って分類する。

なお、外国の図書についても、上記と同様の考え方で分類付けを行う。

(3) 貸し出し・複写

知財研内での図書の利用や管理上の困難性を考慮すると、当面は貸し出しを行わないとするのが適切である。

また、著作権が知財研にあるもの及び著作権者から複写を許諾された報告書等を除いては、複写は禁止とする。

(4) 図書の充実について

書店データベースなどを頻繁に検索し、新刊を購入するようにする。その際、図書データベースも逐次更新していく。

また定期的に購入している学術誌については、一定期間毎に見直しをする必要がある。

政府等作成資料(必ずしも市販されているわけではない)

や関連団体作成報告書等も逐次入手し、整理・配架するようにする。

(5) 人的配置

ほぼ1万冊の蔵書を管理し、収集し、閲覧室として運営していくためには専任の司書（またはそれに準ずる者）を置くことが望ましい。

VI まとめ

この委員会の目的は、知的財産研究のための基盤整備の一環として、知的財産関係のデータベースを構築すること、及び知的財産研究所内に同研究所所蔵の図書館を設置するための基礎的条件を提示するところにある。知的財産関係のデータベースについては既に幾つか存在するが、それらは法律関係のデータベースの一部として扱われていたにすぎない。そのため、データベースに必要な網羅性、信頼性、速報性、効率性等に欠け、利用者の要求を必ずしも満足させるものではなかった。そのような欠陥を解消するとともに、今後ますます増加するであろう知的財産関係の研究成果の利用の一層の円滑化を図るためには、知的財産関係独自のデータベースの構築が要請されることである。

また、設立後10周年を経た知的財産研究所において、その間に蓄積された数多くの図書や雑誌等の資料を整備し、研究所内の利用のみならず、外部に対してもこれを開放し、研究者の利便に資するという重要な課題となっている。

本委員会の提言は、知的財産データベースの構築に当たっての基礎的条件の提示と問題点の指摘にとどまる。これを実際のデータベース作成に結びつけるためには、より具体的な観点からの検討と作業が必要となるが、関係者の協力の下に早急に具体化されることが望まれる。

(担当：研究員 大山 正嗣)

